

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第81号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第82号 川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する
条例の制定について

資料1 心身障害者総合リハビリテーションセンターと高齢社会福祉総合
センターの再編整備

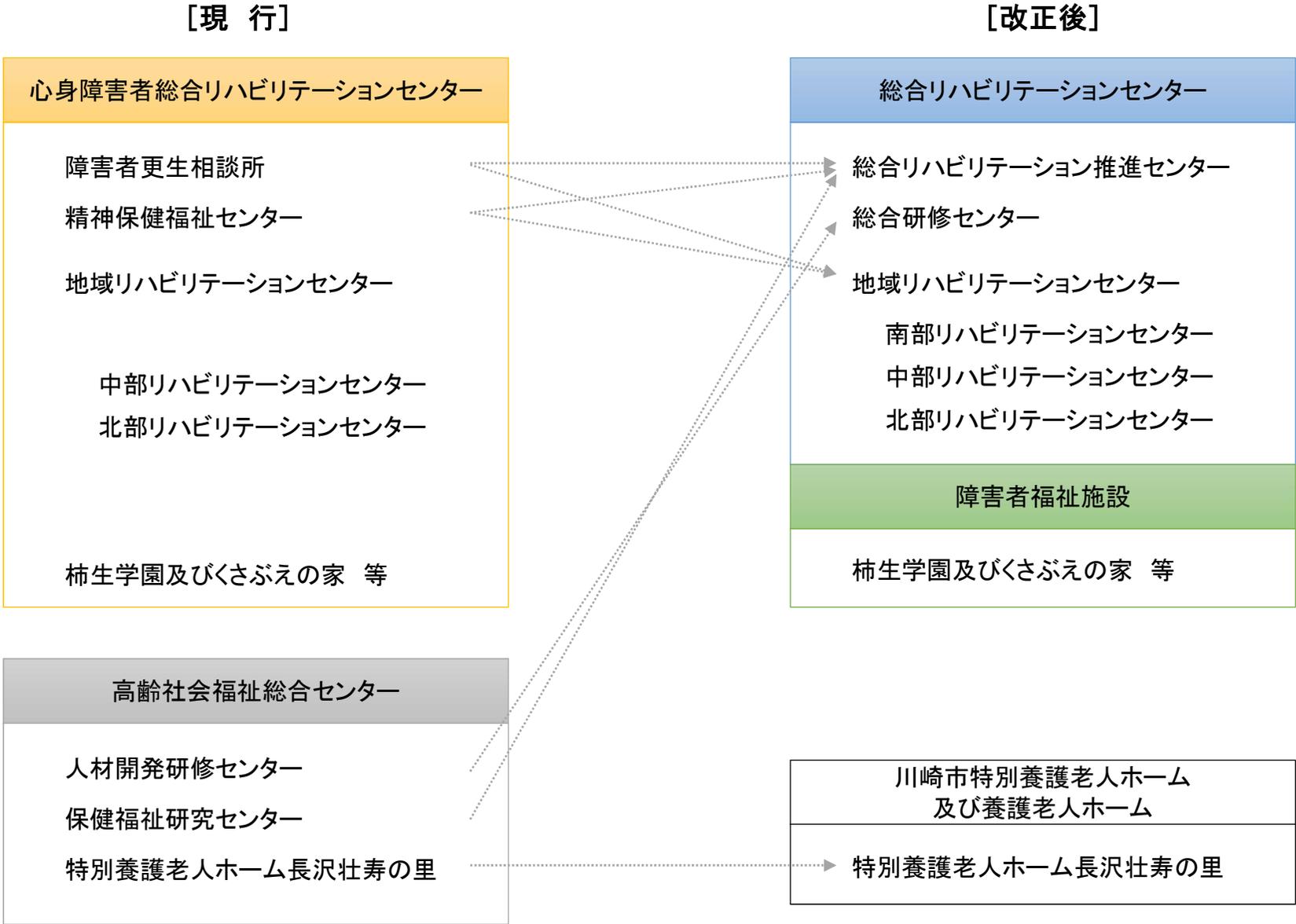
資料2 総合リハビリテーションセンターの施設概要及び総合リハビリ
テーションセンターの設置目的と機能

資料3 議案第81号 新旧対照表

令和元年6月5日

健康福祉局

心身障害者総合リハビリテーションセンターと高齢社会福祉総合センターの再編整備



総合リハビリテーションセンターの施設概要

総合リハビリテーション推進センター
総合研修センター
南部リハビリテーションセンター

(令和3年4月開設)

《福祉センター跡地活用施設の概要》

[所在地] 川崎市川崎区日進町5-1
[敷地面積] 4,032.3㎡ [延床面積] 13,850.41㎡ [階数] 地上8階
[建築面積] 2,394.37㎡

8階	特別養護老人ホーム 入所定員 100名 短期入所定員 15名			
7階				
6階				
5階	障害者入所施設 入所定員 47名 短期入所 20名 自立訓練定員 20名			
4階				
3階	南部リハビリテーションセンター 【日中活動センター】	発達相談支援センター ひきこもり地域支援センター 南部就労援助センター	障害者入所施設 (日中活動機能)	
2階	総合リハビリテーション推進センター 総合研修センター	南部リハビリテーションセンター 【地域支援室、在宅支援室】	在宅医療サポートセンター ウェルフェアイノベーション 連携・推進センター	防災備蓄 倉庫
1階	看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	厨房 食堂	法人事務所 事業所内保育所	地域交流 スペース

中部リハビリテーションセンター

(平成28年4月開設)

[所在地] 川崎市中原区井田3-16-1

《施設構成》

【直営】

- 地域支援室（井田障害者センターを再編）
※障害者分野に加えて、高齢者や障害児分野の取組も実施
(医学的・社会的・心理的な評価判定、福祉用具や住宅改修等の相談・調整)

【指定管理】

- 在宅支援室
- 日中活動センター
- 地域生活支援センター
(主として精神障害者を対象として、通所による相談支援や生活支援等を実施)

(1)総合リハビリテーション推進センター

【直営】(障害者更生相談所と精神保健福祉センターを統合再編)

- 総務部門(2階)
(障害者手帳の交付判定、自立支援医療の支給認定等)
- 企画部門(2階)
※障害者分野に加えて、高齢者や障害児分野の取組も実施
(調査研究の実施、連携体制の調整、人材育成の企画)

(2)総合研修センター

【指定管理】(高齢社会福祉総合センターの人材開発研修センターの機能を移転)

- 総合研修センター(2階)
※高齢者分野に加えて、障害者や障害児分野の研修も実施
(福祉・介護職員の初任者・現任研修、専門的な研修の実施)

(3)南部リハビリテーションセンター

【直営】(障害者更生相談所「南部地域支援室」を移転・再編)

- 地域支援室(2階)
※障害者分野に加えて、高齢者や障害児分野の取組も実施
(医学的・社会的・心理的な評価判定、福祉用具や住宅改修等の相談・調整)

【指定管理】(新設・中部と北部の体制をベースに整備)

- 在宅支援室(2階)
(訪問による専門的な在宅支援、福祉用具の作成や住環境整備等)
- 日中活動センター(3階)
(通所による継続的な評価や自立訓練(生活訓練))

指定管理者制度の 導入スケジュール	令和元年7月以降	指定管理者の募集、指定管理予定者の選定
	令和元年12月市議会定例会	指定議案の提案
	令和元年12月	指定管理者の指定
	令和2年4月 令和3年4月	指定管理者による準備室の運営開始 指定管理者による管理の開始

北部リハビリテーションセンター

(平成20年4月開設)

[所在地] 川崎市麻生区百合丘2-8-2

《施設構成》

【直営】

- 地域支援室（百合丘障害者センターを再編）
※障害者分野に加えて、高齢者や障害児分野の取組も実施
(医学的・社会的・心理的な評価判定、福祉用具や住宅改修等の相談・調整)

【指定管理】

- 在宅支援室
- 日中活動センター
- 地域生活支援センター
(主として精神障害者を対象として、通所による相談支援や生活支援等を実施)

総合リハビリテーションセンターの設置目的と機能

1. 設置の目的

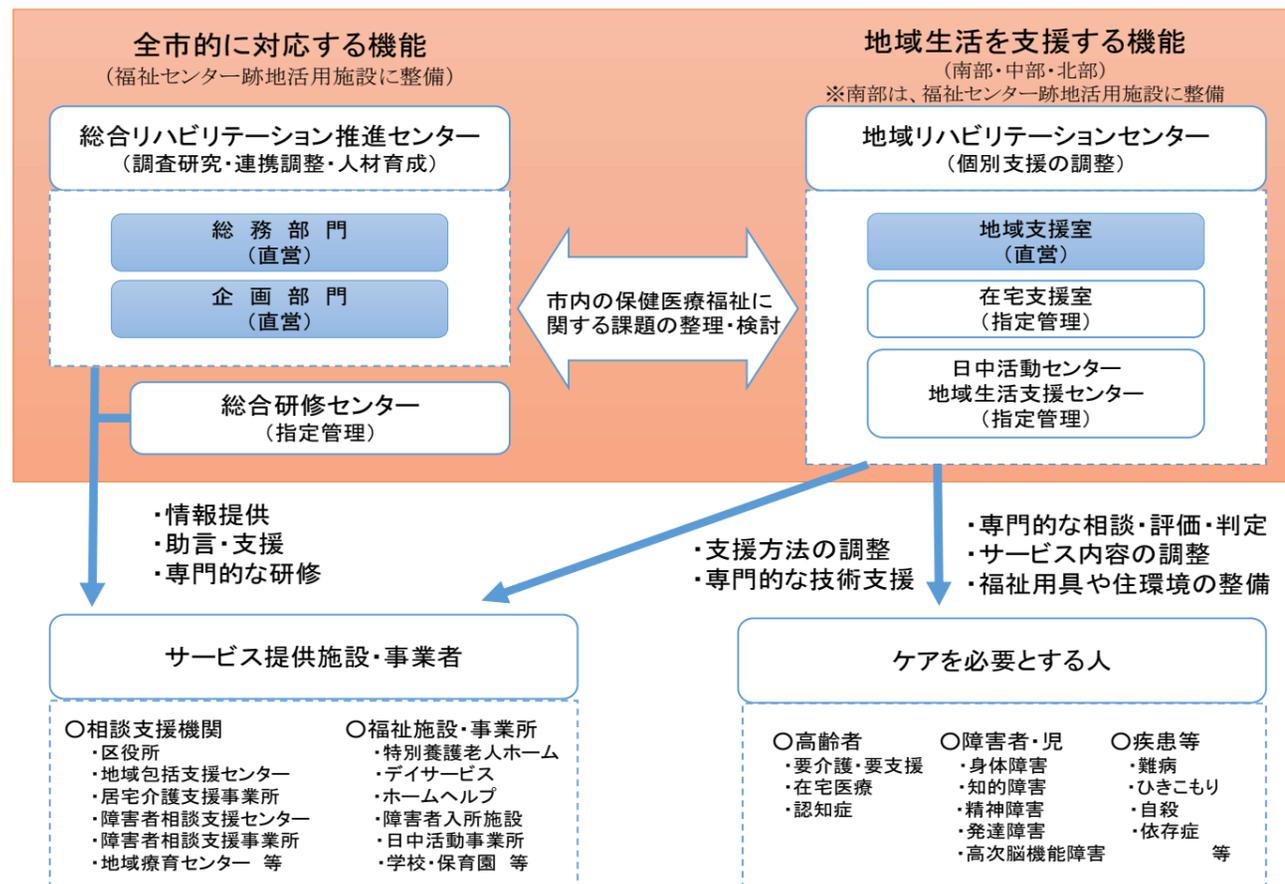
- 今後急速に医療・介護ニーズが増加していくため、病院や施設だけで対応することが難しくなる
- 入院・入所期間を短縮し、地域・在宅で生活し続けることができるようにしていくことが必要

地域包括ケアシステムの構築

高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた場所で暮らし続けることができるようにしていく

- 心身障害者総合リハビリテーションセンターと高齢社会福祉総合センターの機能を再編し、年齢や疾病、障害の種別を問わない、全世代・全対象型のリハビリテーション体制を整備
- 質の高い保健医療福祉サービスを、地域の中で包括的に提供していくことにより、医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けることができる地域を実現

2. 総合リハビリテーションセンターの機能

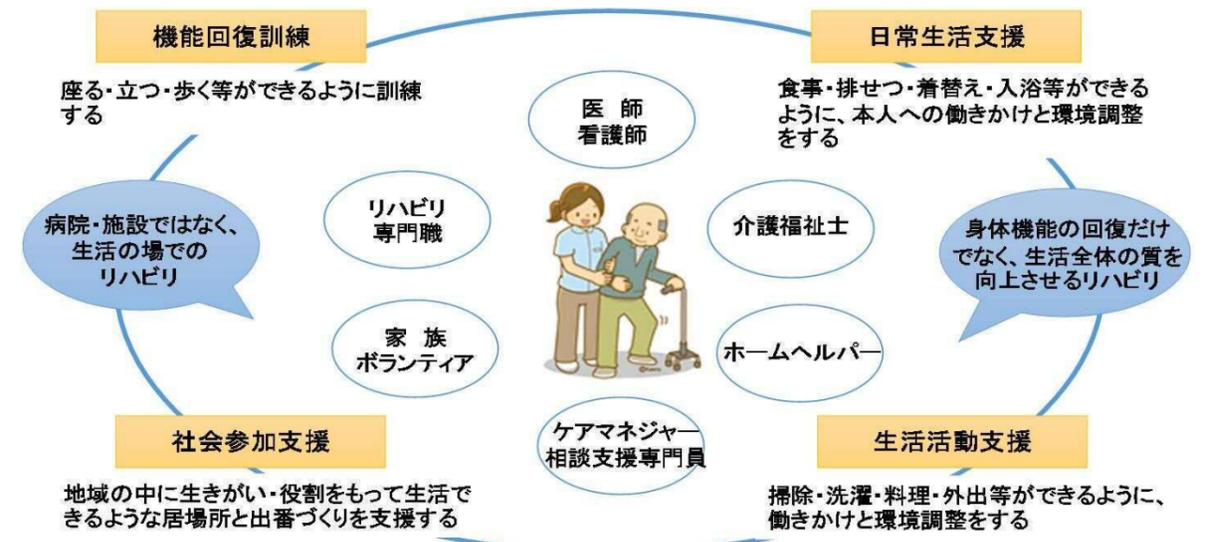


3. 総合リハビリテーションセンターの位置づけ



4. 川崎市におけるリハビリテーションの取組

- 身体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取組としていく。
- リハビリ専門職だけがリハビリを実施するのではなく、生活全体がリハビリとして機能するよう、様々な支援やサービスにリハビリの視点を組み込んでいく



改正後	改正前
<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第5条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター	第2章 リハビリテーション福祉センター
第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）	第1節 障害者更生相談所（第5条・第5条の2）
第2節 総合研修センター（第8条～第16条）	第2節 柿生学園及びくさぶえの家（第6条～第6条の5）
第3節 地域リハビリテーションセンター	第3節 ふじみ園（第7条～第9条）
第1款 通則（第17条～第19条）	第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）
第2款 地域支援室（第20条～第23条）	第5節 地域療育センター（第13条～第16条）
第3款 在宅支援室（第24条～第30条）	第6節 三田福祉ホーム（第17条～第22条の3）
第4款 日中活動センター（第31条～第39条）	第7節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第22条の4～第22条の7）
第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）	第8節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）
第3章 障害者福祉施設	第9節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）
第1節 柿生学園及びくさぶえの家（第58条～第68条）	第10節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）
第2節 ふじみ園（第69条～第78条）	第11節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）
第3節 中央療育センター（第79条～第87条）	第3章 リハビリテーション医療センター
第4節 地域療育センター（第88条～第98条）	第1節 精神保健福祉センター（第23条～第25条）
第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）	第2節 社会復帰訓練所（第26条～第28条の8）
第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）	
第7節 れいんぼう川崎（第117条～第127条）	
第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）	

改正後	改正前								
<p>第9節 御幸日中活動センター（第137条～第146条） 第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条） 第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）</p> <p>第4章 雑則（第166条～第168条） 附則 第1章 総則 （目的及び設置）</p> <p>第1条 <u>心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。</u></p> <p>（川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="170 1161 1066 1302"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市総合リハビリテーションセンター</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（川崎市総合リハビリテーションセンターの構成及び施設）</p> <p>第3条 <u>川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンター</u></p>	名称	位置	川崎市総合リハビリテーションセンター	川崎市川崎区日進町5番地1	<p>第4章 地域リハビリテーションセンター 第1節 通則（第29条） 第2節 障害者センター（第30条～第36条） 第3節 日中活動センター（第37条～第45条） 第4節 地域生活支援センター（第46条～第63条）</p> <p>第5章 雑則（第64条～第66条） 附則 第1章 総則 （目的及び設置）</p> <p>第1条 <u>心身障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター（以下「総合センター」という。）を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1161 2069 1302"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター</td> <td>川崎市中原区井田3丁目16番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（構成及び施設）</p> <p>第3条 <u>総合センターは、リハビリテーション福祉センター、リハビリテーション医療センター及び地域リハビリテーションセンターをもって構成す</u></p>	名称	位置	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター	川崎市中原区井田3丁目16番1号
名称	位置								
川崎市総合リハビリテーションセンター	川崎市川崎区日進町5番地1								
名称	位置								
川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター	川崎市中原区井田3丁目16番1号								

改正後	改正前																									
<p>をもって構成する。</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p>	<p>る。</p> <p>2 <u>リハビリテーション福祉センターに、次の施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>障害者更生相談所</u></p> <p>(2) <u>柿生学園及びくさぶえの家</u></p> <p>(3) <u>ふじみ園</u></p> <p>(4) <u>中央療育センター</u></p> <p>(5) <u>南部地域療育センター及び北部地域療育センター</u></p> <p>(6) <u>三田福祉ホーム</u></p> <p>(7) <u>かじがや障害者デイ・サービスセンター</u></p> <p>(8) <u>れいんぼう川崎</u></p> <p>(9) <u>陽光ホーム</u></p> <p>(10) <u>御幸日中活動センター</u></p> <p>(11) <u>井田重度障害者等生活施設</u></p> <p>3 <u>リハビリテーション医療センターに、次の施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>精神保健福祉センター</u></p> <p>(2) <u>社会復帰訓練所</u></p>																									
<p>2 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="170 1026 1066 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">川崎市南部リハビリテーションセンター</td> <td>(1) 南部地域支援室</td> </tr> <tr> <td>(2) 南部在宅支援室</td> </tr> <tr> <td>(3) 南部日中活動センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">川崎市中部リハビリテーションセンター</td> <td>(1) 中部地域支援室</td> </tr> <tr> <td>(2) 中部在宅支援室</td> </tr> <tr> <td>(3) 中部日中活動センター</td> </tr> <tr> <td>(4) 中部地域生活支援センター</td> </tr> <tr> <td>川崎市北部リハビリテーション</td> <td>(1) 北部地域支援室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	川崎市南部リハビリテーションセンター	(1) 南部地域支援室	(2) 南部在宅支援室	(3) 南部日中活動センター	川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 中部地域支援室	(2) 中部在宅支援室	(3) 中部日中活動センター	(4) 中部地域生活支援センター	川崎市北部リハビリテーション	(1) 北部地域支援室	<p>4 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1026 2069 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">川崎市中部リハビリテーションセンター</td> <td>(1) 井田障害者センター</td> </tr> <tr> <td>(2) 井田日中活動センター</td> </tr> <tr> <td>(3) 井田地域生活支援センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">川崎市北部リハビリテーションセンター</td> <td>(1) 百合丘障害者センター</td> </tr> <tr> <td>(2) 百合丘日中活動センター</td> </tr> <tr> <td>(3) 百合丘地域生活支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 井田障害者センター	(2) 井田日中活動センター	(3) 井田地域生活支援センター	川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター	(2) 百合丘日中活動センター	(3) 百合丘地域生活支援センター		
名称	施設																									
川崎市南部リハビリテーションセンター	(1) 南部地域支援室																									
	(2) 南部在宅支援室																									
	(3) 南部日中活動センター																									
川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 中部地域支援室																									
	(2) 中部在宅支援室																									
	(3) 中部日中活動センター																									
	(4) 中部地域生活支援センター																									
川崎市北部リハビリテーション	(1) 北部地域支援室																									
名称	施設																									
川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 井田障害者センター																									
	(2) 井田日中活動センター																									
	(3) 井田地域生活支援センター																									
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター																									
	(2) 百合丘日中活動センター																									
	(3) 百合丘地域生活支援センター																									

改正後		改正前	
<p>シオンセンター</p> <p>(2) 北部在宅支援室</p> <p>(3) 北部日中活動センター</p> <p>(4) 北部地域生活支援センター</p> <p>(障害者福祉施設)</p> <p>第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 柿生学園及びくさぶえの家</p> <p>(2) ふじみ園</p> <p>(3) 中央療育センター</p> <p>(4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター</p> <p>(5) 三田福祉ホーム</p> <p>(6) かじがや障害者デイ・サービスセンター</p> <p>(7) れいんぼう川崎</p> <p>(8) 陽光ホーム</p> <p>(9) 御幸日中活動センター</p> <p>(10) 井田重度障害者等生活施設</p> <p>(11) 社会復帰訓練所</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンターが密接に連携を図ることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。</p> <p>2 川崎市総合リハビリテーションセンターは、関係諸機関との連携を図ることにより、包括的にリハビリテーションを推進するよう運営されなければならない。</p> <p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p> <p>第1節 総合リハビリテーション推進センター</p> <p>(業務)</p> <p>第6条 総合リハビリテーション推進センターは、次の業務を行う。</p>			
			<p>(運営)</p> <p>第4条 総合センターは、前条に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。</p> <p>第2章 リハビリテーション福祉センター</p> <p>第1節 障害者更生相談所</p> <p>(業務)</p> <p>第5条 障害者更生相談所は、次の業務を行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第2項及び第3項に規定する身体障害者更生相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）としての業務</u></p> <p>(2) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項及び第3項に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）としての業務</u></p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項各号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務</u></p> <p>(4) <u>高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究、関係諸機関相互の連携の調整及び専門的な人材の育成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。</u> <u>（総合リハビリテーション推進センター）</u></p>	<p>(1) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項及び第3項に規定する知的障害者更生相談所としての業務（以下「知的障害者更生相談所業務」という。）</u></p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第2項及び第3項に規定する身体障害者更生相談所としての業務（以下「身体障害者更生相談所業務」という。）</u></p> <p>(3) <u>知的障害者及び身体障害者に対する治療及び訓練</u></p> <p>(4) <u>知的障害者及び身体障害者に関する調査研究、研修及び情報の提供</u></p> <p>(5) <u>関係諸機関への技術援助及び技術講習の提供</u></p>
<p><u>第7条 総合リハビリテーション推進センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。</u></p> <p><u>第2節 総合研修センター</u> (業務)</p>	<p><u>（障害者更生相談所）</u></p> <p><u>第5条の2 障害者更生相談所は、川崎市高津区二子6丁目14番10号に置く。</u></p>
<p><u>第8条 総合研修センターは、次の業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u> <u>（総合研修センター）</u></p>	
<p><u>第9条 総合研修センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。</u> (指定管理者)</p>	
<p><u>第10条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に総合研修センターの管理を行わせる。</u></p>	

改正後	改正前				
<p>(1) 総合研修センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、総合研修センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った総合研修センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、総合研修センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、<u>高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関する業務</u>その他の総合研修センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p><u>第13条</u> 総合研修センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 1053 1066 1331"> <tr> <td data-bbox="170 1053 304 1098">利用時間</td> <td data-bbox="304 1053 1066 1098">午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1098 304 1331">休所日</td> <td data-bbox="304 1098 1066 1331"> (1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p> <p><u>第14条</u> 総合研修センターを利用することができる者は、次の各号のいずれ</p>	利用時間	午前9時から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	
利用時間	午前9時から午後5時まで				
休所日	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)				

改正後	改正前
<p>かに該当する者とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員</p> <p>(2) その他<u>指定管理者</u>が総合研修センターの利用を認めた者 (利用の制限)</p> <p>第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合研修センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) <u>利用者が定員に達したとき。</u></p> <p>(2) <u>次条に規定する受講料を滞納したとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上特に支障があると認めるとき。</u></p> <p>(受講料)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>第8条</u>に規定する業務を行うに当たっては、実費相当額として受講料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料の額は、指定管理者がその都度定める。</p> <p><u>第3節 地域リハビリテーションセンター</u></p> <p><u>第1款 通則</u></p> <p>(南部リハビリテーションセンター)</p> <p>第17条 川崎市南部リハビリテーションセンターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。</p> <p>(中部リハビリテーションセンター)</p> <p>第18条 川崎市中部リハビリテーションセンターは、川崎市中原区井田3丁目16番1号に置く。</p> <p>(北部リハビリテーションセンター)</p> <p>第19条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。</p> <p><u>第2款 地域支援室</u></p> <p>(業務)</p> <p>第20条 南部地域支援室、中部地域支援室及び北部地域支援室（以下「地域支援室」という。）は、次の業務を行う。</p>	

改正後	改正前				
<p>(1) 身体障害者更生相談所としての業務</p> <p>(2) 知的障害者更生相談所としての業務</p> <p>(3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務</p> <p>(4) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。</p> <p>(5) 高齢者、障害者、障害児等に対する<u>専門的な診断</u>、検査及び評価に関すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(7) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用時間及び休所日)</p> <p><u>第21条</u> 地域支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 845 1066 1075"> <tr> <td data-bbox="170 845 304 893">利用時間</td> <td data-bbox="304 845 1066 893">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 893 304 1075">休所日</td> <td data-bbox="304 893 1066 1075"> (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） </td> </tr> </table> <p>(利用者)</p> <p><u>第22条</u> 地域支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、<u>専門的な診断</u>、検査及び評価を必要とするもの</p> <p>(2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、<u>専門的な相談及び指導等</u>を必要とするもの</p> <p>(3) その他市長が地域支援室の利用を認めた者</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	
利用時間	午前8時30分から午後5時まで				
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）				

改正後	改正前
<p>(利用の制限)</p> <p>第23条 市長は、地域支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p> <p>第3款 在宅支援室</p> <p>(業務)</p> <p>第24条 南部在宅支援室、中部在宅支援室及び北部在宅支援室（以下「在宅支援室」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第25条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に在宅支援室の管理を行わせる。</p> <p>(1) 在宅支援室の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、在宅支援室の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った在宅支援室の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	

改正後	改正前				
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第26条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、在宅支援室の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第27条 指定管理者は、高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の在宅支援室の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第28条 在宅支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 711 1066 941"> <tr> <td data-bbox="170 711 304 759">利用時間</td> <td data-bbox="304 711 1066 759">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 759 304 941">休所日</td> <td data-bbox="304 759 1066 941"> (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p> <p>第29条 在宅支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、専門的な相談及び指導等を必要とするもの (2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、専門的な治療、訓練、検査及び評価を必要とするもの (3) その他指定管理者が在宅支援室の利用を認めた者 (利用の制限)</p> <p>第30条 指定管理者は、在宅支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	
利用時間	午前8時30分から午後5時まで				
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)				

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4款 日中活動センター</p> <p>(業務)</p> <p>第31条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センター（以下「日中活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。</p> <p>(3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。</p> <p>(4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。</p> <p>(5) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。</p> <p>(6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第32条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に日中活動センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 日中活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、日中活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った日中活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	

改正後	改正前				
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第33条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、日中活動センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第34条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の日中活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第35条 日中活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="172 667 1066 895"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p> <p>第36条 日中活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第31条第1号から第5号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が日中活動センターの利用を認めた者 (利用料金)</p> <p>第37条 日中活動センターにおいて法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	
利用時間	午前8時30分から午後5時まで				
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)				

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第38条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日中活動センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p> 第5款 地域生活支援センター</p> <p>(業務)</p> <p>第40条 中部地域生活支援センター及び北部地域生活支援センター(以下「地域生活支援センター」という。)は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業(以下「一般相談支援事業」という。)に関すること(中部地域生活支援センターに限る。)</p> <p>(2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)に関すること。</p> <p>(3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務</p> <p>(4) 市民相互の交流を促進するために施設(別表に掲げる施設に限る。以下この款において「施設」という。)を利用に供すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	

改正後	改正前				
<p>(指定管理者)</p> <p>第41条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款において「指定管理者」という。）に地域生活支援センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 地域生活支援センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、地域生活支援センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った地域生活支援センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第42条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、地域生活支援センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第43条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の地域生活支援センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休所日等)</p> <p>第44条 地域生活支援センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 1206 1066 1302"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p>2 第40条第2号及び第3号に掲げる業務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。</p>	利用時間	午前9時から午後8時まで	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日	
利用時間	午前9時から午後8時まで				
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日				

改正後		改正前
実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日	
実施時間	午前10時から午後8時まで	
<p>3 中部地域生活支援センターにおける第40条第4号に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(生活支援事業の利用者)</p> <p>第45条 第40条第1号から第3号までに掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）（中部地域生活支援センターに限る。）</p> <p>(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）</p> <p>(3) 市内に居住する法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）で日常生活の支援を必要とするもの</p> <p>(4) その他指定管理者が地域生活支援センターの利用を認めた者</p> <p>(利用許可)</p> <p>第46条 第40条第4号に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において地域生活支援センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(生活支援事業の利用料金)</p> <p>第47条 中部地域生活支援センターにおいて法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>		
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>		

改正後	改正前
<p>(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 北部地域生活支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>5 第1項及び第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (交流促進事業の利用料金)</p> <p><u>第48条</u> <u>第46条</u>の許可を受けた者（以下この款において「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p><u>第49条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、<u>第47条</u>第1項及び第3項並びに前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の返還)</p> <p><u>第50条</u> 既に支払われた<u>第48条</u>第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。 (利用の制限)</p> <p><u>第51条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における地域生活支援センターの利用を拒むことができる。</p>	

改正後	改正前
<p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p><u>第52条</u> 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、<u>第46条</u>の許可をしない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第53条</u> 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>第46条</u>の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用の目的に反したとき。</p> <p>(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。</p> <p>(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(施設の変更禁止)</p> <p><u>第54条</u> 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用権の譲渡の禁止)</p> <p><u>第55条</u> 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第56条</u> 利用者は、施設の利用を終了し、又は<u>第46条</u>の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>(取消し等による損害の責任)</p>	

改正後	改正前
<p>第57条 市及び指定管理者は、<u>第53条第5号</u>に該当する場合を除き、<u>第46条</u>の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</p>	
<p><u>第3章 障害者福祉施設</u></p>	
<p><u>第1節 柿生学園及びくさぶえの家</u> (業務)</p>	<p><u>第2節 柿生学園及びくさぶえの家</u> (業務)</p>
<p>第58条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p>	<p>第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p>
<p>(1) <u>生活介護</u>に関すること。</p>	<p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第7項</u>に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p>
<p>(2) 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>	<p>(2) 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>
<p>(3) <u>自立訓練</u>に関すること（くさぶえの家に限る。）。</p>	<p>(3) <u>法第5条第12項</u>に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること（くさぶえの家に限る。）。</p>
<p>(4) 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>	<p>(4) 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>
<p>(5) <u>一般相談支援事業</u>に関すること（柿生学園に限る。）。</p>	<p>(5) <u>法第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>
<p>(6) <u>特定相談支援事業</u>に関すること。</p>	<p>(6) <u>法第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。</p>
<p>(7) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害者に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（<u>第66条</u>において「日中一時支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>	<p>(7) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする<u>法第4条第1項</u>に規定する障害者（以下「障害者」という。）に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（<u>第6条の4の2</u>において「日中一時支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p>
<p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (柿生学園の位置)</p>	<p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (柿生学園)</p>
<p>第59条 柿生学園の位置は、川崎市麻生区五力田2丁目20番10号とする。</p>	<p>第6条の2 柿生学園は、川崎市麻生区五力田2丁目20番10号に置く。</p>

改正後	改正前								
<p>(くさぶえの家の位置)</p> <p>第60条 くさぶえの家の位置は、川崎市高津区末長3丁目25番8号とする。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第61条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に柿生学園又はくさぶえの家の管理を行わせる。</p> <p>(1) 柿生学園又はくさぶえの家の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、柿生学園又はくさぶえの家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った柿生学園又はくさぶえの家の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第62条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、柿生学園又はくさぶえの家の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第63条 指定管理者は、柿生学園又はくさぶえの家の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休所日)</p> <p>第64条 くさぶえの家の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>(くさぶえの家)</p> <p>第6条の3 くさぶえの家は、川崎市高津区末長3丁目25番8号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第6条の3の2 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に柿生学園又はくさぶえの家の管理を行わせる。</p> <p>(1) 柿生学園又はくさぶえの家の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、柿生学園又はくさぶえの家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った柿生学園又はくさぶえの家の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条の3の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、柿生学園又はくさぶえの家の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条の3の4 指定管理者は、柿生学園又はくさぶえの家の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休所日)</p> <p>第6条の3の5 くさぶえの家の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日	<table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)								

改正後		改正前	
	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)		に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
(利用者)		(利用者)	
<p>第65条 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第58条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) <u>地域相談支援給付決定障害者</u>(柿生学園に限る。)</p> <p>(3) <u>計画相談支援対象障害者等</u></p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者 (利用料金)</p>		<p>第6条の4 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第6条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) <u>法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者</u>(以下「<u>地域相談支援給付決定障害者</u>」という。)(柿生学園に限る。)</p> <p>(3) <u>法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</u>(以下「<u>計画相談支援対象障害者等</u>」という。)</p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者 (利用料金)</p>	
<p>第66条 柿生学園において<u>指定障害福祉サービス</u>、<u>指定地域相談支援</u>、<u>指定計画相談支援</u>又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に<u>利用料金を支払わなければならない</u>。</p>		<p>第6条の4の2 柿生学園において<u>法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス</u>(以下「<u>指定障害福祉サービス</u>」という。)、<u>法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援</u>(以下「<u>指定地域相談支援</u>」という。)、<u>法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援</u>(以下「<u>指定計画相談支援</u>」という。)<u>又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金</u>(以下「<u>利用料金</u>」という。)<u>を支払わなければならない</u>。</p>	
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算</p>		<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算</p>	

改正後	改正前
<p>定した額</p> <p>(4) 日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 くさぶえの家において指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>4 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>5 第1項又は第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>	<p>定した額</p> <p>(4) 日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 くさぶえの家において指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>4 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>5 第1項又は第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>
<p><u>第67条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項又は第3項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p>	<p><u>第6条の4の3</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項又は第3項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p>
<p><u>第68条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、柿生学園又はくさぶえの家の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第2節</u> ふじみ園 (業務)</p>	<p><u>第6条の5</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、柿生学園又はくさぶえの家の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第3節</u> ふじみ園 (業務)</p>
<p><u>第69条</u> ふじみ園は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p>	<p><u>第7条</u> ふじみ園は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>就労継続支援</u>に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(位置)</p>	<p>(2) <u>法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</u>に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(ふじみ園)</p>
<p>第70条 <u>ふじみ園の位置</u>は、川崎市川崎区大島1丁目8番6号とする。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第7条の2 <u>ふじみ園</u>は、川崎市川崎区大島1丁目8番6号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第71条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にふじみ園の管理を行わせる。</p> <p>(1) ふじみ園の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、ふじみ園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったふじみ園の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第7条の3 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にふじみ園の管理を行わせる。</p> <p>(1) ふじみ園の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、ふじみ園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったふじみ園の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第72条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ふじみ園の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第7条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ふじみ園の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第73条 指定管理者は、ふじみ園の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休園日)</p>	<p>第7条の5 指定管理者は、ふじみ園の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休園日)</p>
<p>第74条 ふじみ園の利用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は</p>	<p>第7条の6 ふじみ園の利用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又</p>

改正後	改正前								
<p>臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <table border="1" data-bbox="172 217 1066 445"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	休園日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	<p>は臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1176 217 2069 445"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	休園日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで								
休園日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで								
休園日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								
<p><u>第75条</u> ふじみ園を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第69条</u>第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者がふじみ園の利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>	<p><u>第8条</u> ふじみ園を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第7条</u>第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者がふじみ園の利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>								
<p><u>第76条</u> ふじみ園において指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p><u>第8条の2</u> ふじみ園において指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>								
<p><u>第77条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>第8条の3</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>								

改正後	改正前
<p>(利用の制限)</p> <p><u>第78条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふじみ園の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第3節</u> 中央療育センター</p> <p>(業務)</p>	<p>(利用の制限)</p> <p><u>第9条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふじみ園の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第4節</u> 中央療育センター</p> <p>(業務)</p>
<p><u>第79条</u> 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(<u>第88条</u>第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(<u>第88条</u>第2号において「医療型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(<u>第88条</u>第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(<u>第88条</u>第4号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(<u>第88条</u>第5号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p>(6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身障害の疑いのある児童(次号及び<u>第88条</u>第7号において「障害児等」という。)に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価(<u>第85条</u>第1項、<u>第88条</u>第6号及び<u>第96条</u>第1項において「障害児等医療支援」という。)</p>	<p><u>第10条</u> 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(<u>第13条</u>第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(<u>第13条</u>第2号において「医療型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(<u>第13条</u>第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(<u>第13条</u>第4号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(<u>第13条</u>第5号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p>(6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身障害の疑いのある児童(次号及び<u>第13条</u>第7号において「障害児等」という。)に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価(<u>第12条</u>の4第1項、<u>第13条</u>第6号及び<u>第15条</u>の2第1項において「障害児等医療支援」という。)</p>

改正後	改正前
<p>(7) 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p>(8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p>(9) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p> <p>(10) 短期入所に関すること。</p> <p>(11) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（<u>第85条</u>において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(12) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(13) 生活介護に関すること。</p> <p>(14) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p><u>(位置)</u></p>	<p>(7) 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p>(8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p>(9) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p> <p>(10) 短期入所に関すること。</p> <p>(11) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（<u>第12条の4</u>において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(12) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(13) 生活介護に関すること。</p> <p>(14) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>
<p><u>第80条</u> 中央療育センターの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。</p>	
<p>(指定管理者)</p>	<p>(指定管理者)</p>
<p><u>第81条</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に中央療育センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 中央療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、中央療育センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った中央療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p><u>第11条</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に中央療育センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 中央療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、中央療育センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った中央療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>

改正後	改正前
<p>第82条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、中央療育センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第12条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、中央療育センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第83条 指定管理者は、中央療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用者)</p>	<p>第12条の2 指定管理者は、中央療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用者)</p>
<p>第84条 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第79条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者(第95条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。)及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定(第79条第9号に掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定(第79条第10号に掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定(第79条第12号及び第13号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>	<p>第12条の3 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第10条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者(第15条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。)及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定(第10条第9号に掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定(第10条第10号に掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定(第10条第12号及び第13号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>
<p>第85条 中央療育センターにおいて児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(第96条第1項において「指定通所支援」という。)、同法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療(第96条第1項において「肢体不自由児通所医療」という。)、同法第24条の26第2項</p>	<p>第12条の4 中央療育センターにおいて児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(第15条の2第1項において「指定通所支援」という。)、同法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療(第15条の2第1項において「肢体不自由児通所医療」という。)、同法第24</p>

改正後	改正前
<p>に規定する指定障害児相談支援（<u>第96条</u>第1項において「指定障害児相談支援」という。）、指定計画相談支援、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援、指定障害福祉サービス、障害児等医療支援又は障害児日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>条の26第2項に規定する指定障害児相談支援（<u>第15条の2</u>第1項において「指定障害児相談支援」という。）、指定計画相談支援、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援、指定障害福祉サービス、障害児等医療支援又は障害児日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 障害児日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(6) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(7) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 障害児日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(6) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(7) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>
<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p><u>第86条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>第12条の5</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p><u>第87条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中央療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p>	<p><u>第12条の6</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中央療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。 <u>第4節 地域療育センター</u> (業務)</p>	<p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。 <u>第5節 地域療育センター</u> (業務)</p>
<p><u>第88条</u> 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) 居宅訪問型児童発達支援に関すること。 (4) 保育所等訪問支援に関すること。 (5) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (6) 障害児等医療支援 (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (9) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (南部地域療育センターの位置)</p>	<p><u>第13条</u> 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) 居宅訪問型児童発達支援に関すること。 (4) 保育所等訪問支援に関すること。 (5) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (6) 障害児等医療支援 (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (9) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (南部地域療育センター)</p>
<p><u>第89条</u> 南部地域療育センターの位置は、川崎市川崎区中島3丁目3番1号とする。 (北部地域療育センターの位置)</p>	<p><u>第14条</u> 南部地域療育センターは、川崎市川崎区中島3丁目3番1号に置く。 (北部地域療育センター)</p>
<p><u>第90条</u> 北部地域療育センターの位置は、川崎市麻生区片平5丁目26番1号とする。 (指定管理者)</p>	<p><u>第14条の2</u> 北部地域療育センターは、川崎市麻生区片平5丁目26番1号に置く。 (指定管理者)</p>
<p><u>第91条</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、南部地域療育センター又は北部地域療育セン</p>	<p><u>第14条の3</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、南部地域療育センター又は北部地域療育セン</p>

改正後	改正前								
<p>ターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>ターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>								
<p><u>第92条</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p><u>第14条の4</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>								
<p><u>第93条</u> 指定管理者は、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>	<p><u>第14条の5</u> 指定管理者は、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>								
<p><u>第94条</u> 地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p><u>第14条の6</u> 地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 978 309 1026">利用時間</td> <td data-bbox="309 978 1066 1026">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1026 309 1209">休所日</td> <td data-bbox="309 1026 1066 1209">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 978 1308 1026">利用時間</td> <td data-bbox="1308 978 2065 1026">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1026 1308 1209">休所日</td> <td data-bbox="1308 1026 2065 1209">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p>(利用者)</p> <p><u>第95条</u> 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第88条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p>	<p>(利用者)</p> <p><u>第15条</u> 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第13条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児</p>								

改正後	改正前
<p>及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>	<p>及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>
<p><u>第96条</u> 地域療育センターにおいて指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援又は障害児等医療支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p><u>第15条の2</u> 地域療育センターにおいて指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援又は障害児等医療支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p><u>第97条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>第15条の3</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p><u>第98条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第5節</u> 三田福祉ホーム</p> <p>(業務)</p>	<p><u>第16条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第6節</u> 三田福祉ホーム</p> <p>(業務)</p>

改正後	改正前
<p>第99条 三田福祉ホームは、法第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p> <p>(位置)</p>	<p>第17条 三田福祉ホームは、法第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p> <p>(三田福祉ホーム)</p>
<p>第100条 三田福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）の位置は、川崎市多摩区三田2丁目3,256番地とする。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第18条 三田福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）は、川崎市多摩区三田2丁目3,256番地に置く。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第101条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に福祉ホームの管理を行わせる。</p> <p>(1) 福祉ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、福祉ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った福祉ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第19条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に福祉ホームの管理を行わせる。</p> <p>(1) 福祉ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、福祉ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った福祉ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第102条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、福祉ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、福祉ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第103条 指定管理者は、福祉ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(入居者)</p>	<p>第21条 指定管理者は、福祉ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(入居者)</p>
<p>第104条 福祉ホームに入居できる者は、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている障害者とする。</p>	<p>第22条 福祉ホームに入居できる者は、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている障害者とする。</p>

改正後	改正前
<p>(入居の制限)</p> <p>第105条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉ホームへの入居を拒むことができる。</p> <p>(1) 入居者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料等)</p>	<p>(入居の制限)</p> <p>第22条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉ホームへの入居を拒むことができる。</p> <p>(1) 入居者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料等)</p>
<p>第106条 福祉ホームの使用料は、無料とする。ただし、福祉ホームに入居した者は、規則で定めるところにより光熱水費等の費用を負担するものとする。</p> <p>第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター (業務)</p>	<p>第22条の3 福祉ホームの使用料は、無料とする。ただし、福祉ホームに入居した者は、規則で定めるところにより光熱水費等の費用を負担するものとする。</p> <p>第7節 かじがや障害者デイ・サービスセンター (業務)</p>
<p>第107条 かじがや障害者デイ・サービスセンター（以下「デイ・サービスセンター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(位置)</p>	<p>第22条の4 かじがや障害者デイ・サービスセンター（以下「デイ・サービスセンター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(デイ・サービスセンター)</p>
<p>第108条 デイ・サービスセンターの位置は、川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27とする。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第22条の5 デイ・サービスセンターは、川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27に置く。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第109条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にデイ・サービスセンターの管理を行わせる。</p> <p>(1) デイ・サービスセンターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、デイ・サービスセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったデイ・サービスセンターの管理を安定し</p>	<p>第22条の5の2 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にデイ・サービスセンターの管理を行わせる。</p> <p>(1) デイ・サービスセンターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、デイ・サービスセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったデイ・サービスセンターの管理を安定し</p>

改正後	改正前								
<p>て行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>て行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>								
<p><u>第110条</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、デイ・サービスセンターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p><u>第22条の5の3</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、デイ・サービスセンターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>								
<p><u>第111条</u> 指定管理者は、デイ・サービスセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>	<p><u>第22条の5の4</u> 指定管理者は、デイ・サービスセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>								
<p><u>第112条</u> デイ・サービスセンターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="172 799 1066 1031"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時30分まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<p><u>第22条の5の5</u> デイ・サービスセンターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1173 799 2067 1031"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時30分まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p><u>第113条</u> デイ・サービスセンターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(<u>第107条</u>第1号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者がデイ・サービスセンターの利用を認めた者 (利用料金)</p>	<p><u>第22条の6</u> デイ・サービスセンターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(<u>第22条の4</u>第1号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者がデイ・サービスセンターの利用を認めた者 (利用料金)</p>								

改正後	改正前
<p><u>第114条</u> デイ・サービスセンターにおいて指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p><u>第22条の6の2</u> デイ・サービスセンターにおいて指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p><u>第115条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>第22条の6の3</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p><u>第116条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、デイ・サービスセンターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第7節</u> れいんぼう川崎</p> <p>(業務)</p>	<p><u>第22条の7</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、デイ・サービスセンターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第8節</u> れいんぼう川崎</p> <p>(業務)</p>
<p><u>第117条</u> れいんぼう川崎は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 一般相談支援事業に関すること。</p>	<p><u>第22条の8</u> れいんぼう川崎は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 一般相談支援事業に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(7) 診療に関すること。</p> <p>(8) 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(9) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(位置)</p>	<p>(6) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(7) 診療に関すること。</p> <p>(8) 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(9) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(れいんぼう川崎)</p>
<p>第118条 <u>れいんぼう川崎の位置は、川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号とする。</u></p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第22条の9 <u>れいんぼう川崎は、川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号に置く。</u></p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第119条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にれいんぼう川崎の管理を行わせる。</p> <p>(1) れいんぼう川崎の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、れいんぼう川崎の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったれいんぼう川崎の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第22条の9の2 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）にれいんぼう川崎の管理を行わせる。</p> <p>(1) れいんぼう川崎の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、れいんぼう川崎の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったれいんぼう川崎の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第120条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、れいんぼう川崎の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第22条の9の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、れいんぼう川崎の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第121条 指定管理者は、れいんぼう川崎の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用者)</p>	<p>第22条の9の4 指定管理者は、れいんぼう川崎の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用者)</p>

改正後	改正前
<p><u>第122条</u> れいんぼう川崎を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第117条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(4) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者がれいんぼう川崎の利用を認めた者 (利用の制限)</p>	<p><u>第22条の10</u> れいんぼう川崎を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第22条の8第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(4) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者がれいんぼう川崎の利用を認めた者 (利用の制限)</p>
<p><u>第123条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、れいんぼう川崎の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。 (使用料等の徴収)</p>	<p><u>第22条の11</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、れいんぼう川崎の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。 (使用料等の徴収)</p>
<p><u>第124条</u> 市長は、れいんぼう川崎における診療については、次の使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 使用料 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表その他法令等による算定方法により算定した額</p> <p>(2) 手数料</p> <p>診断書 1件 700円</p> <p>証明書 1件 300円</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p>	<p><u>第22条の12</u> 市長は、れいんぼう川崎における診療については、次の使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 使用料 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表その他法令等による算定方法により算定した額</p> <p>(2) 手数料</p> <p>診断書 1件 700円</p> <p>証明書 1件 300円</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p>
<p><u>第125条</u> れいんぼう川崎において診療を受ける者で、市長が特に必要と認めるものに対しては、前条の使用料及び手数料の減額し、又は免除すること</p>	<p><u>第22条の13</u> れいんぼう川崎において診療を受ける者で、市長が特に必要と認めるものに対しては、前条の使用料及び手数料の減額し、又は免除する</p>

改正後	改正前
<p>ができる。 (利用料金)</p> <p><u>第126条</u> れいんぼう川崎において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>	<p>ことができる。 (利用料金)</p> <p><u>第22条の14</u> れいんぼう川崎において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>
<p><u>第127条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 <u>第8節</u> 陽光ホーム (業務)</p>	<p><u>第22条の15</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 <u>第9節</u> 陽光ホーム (業務)</p>
<p><u>第128条</u> 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第17項に規定する共同生活援助に関すること。</p> <p>(2) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	<p><u>第22条の16</u> 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第17項に規定する共同生活援助に関すること。</p> <p>(2) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>

改正後	改正前
(位置)	
第129条 陽光ホームの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。	
(指定管理者)	(指定管理者)
第130条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に陽光ホームの管理を行わせる。	第22条の17 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に陽光ホームの管理を行わせる。
(1) 陽光ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。	(1) 陽光ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
(2) 事業計画書の内容が、陽光ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。	(2) 事業計画書の内容が、陽光ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書の内容に沿った陽光ホームの管理を安定して行う能力を有すること。	(3) 事業計画書の内容に沿った陽光ホームの管理を安定して行う能力を有すること。
2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。	2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)	3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)
第131条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、陽光ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)	第22条の18 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、陽光ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)
第132条 指定管理者は、陽光ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用者)	第22条の19 指定管理者は、陽光ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用者)
第133条 陽光ホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第22条の20 陽光ホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第128条第1号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者	(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第22条の16第1号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
(2) 地域相談支援給付決定障害者	(2) 地域相談支援給付決定障害者
(3) 計画相談支援対象障害者等	(3) 計画相談支援対象障害者等

改正後	改正前
<p>(4) その他指定管理者が陽光ホームの利用を認めた者 (利用料金)</p> <p><u>第134条</u> 陽光ホームにおいて指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>	<p>(4) その他指定管理者が陽光ホームの利用を認めた者 (利用料金)</p> <p><u>第22条の21</u> 陽光ホームにおいて指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>
<p><u>第135条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p>	<p><u>第22条の22</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p>
<p><u>第136条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、陽光ホームの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第9節</u> 御幸日中活動センター (業務)</p>	<p><u>第22条の23</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、陽光ホームの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第10節</u> 御幸日中活動センター (業務)</p>
<p><u>第137条</u> 御幸日中活動センター（以下「御幸活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p>	<p><u>第22条の24</u> 御幸日中活動センター（以下「御幸活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p>

改正後	改正前				
<p>(1) 生活介護に関すること。 (2) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (位置)</p>	<p>(1) 生活介護に関すること。 (2) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (御幸活動センター)</p>				
<p>第138条 御幸活動センターの<u>位置</u>は、川崎市幸区紺屋町33番地1とする。 (指定管理者)</p>	<p>第22条の25 御幸活動センターは、川崎市幸区紺屋町33番地1に<u>置く</u>。 (指定管理者)</p>				
<p>第139条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に御幸活動センターの管理を行わせる。 (1) 御幸活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、御幸活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った御幸活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p>	<p>第22条の26 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に御幸活動センターの管理を行わせる。 (1) 御幸活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、御幸活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った御幸活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p>				
<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>				
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>				
<p>第140条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、御幸活動センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第22条の27 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、御幸活動センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>				
<p>第141条 指定管理者は、御幸活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>	<p>第22条の28 指定管理者は、御幸活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>				
<p>第142条 御幸活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>第22条の29 御幸活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>				
<table border="1" data-bbox="174 1385 1066 1430"> <tr> <td data-bbox="174 1385 344 1430">利用時間</td> <td data-bbox="344 1385 1066 1430">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	<table border="1" data-bbox="1169 1385 2060 1430"> <tr> <td data-bbox="1169 1385 1339 1430">利用時間</td> <td data-bbox="1339 1385 2060 1430">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで
利用時間	午前8時30分から午後5時まで				
利用時間	午前8時30分から午後5時まで				

改正後		改正前	
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
(利用者)		(利用者)	
第143条 御幸活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第137条第1号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が御幸活動センターの利用を認めた者 (利用料金)		第22条の30 御幸活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第22条の24第1号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が御幸活動センターの利用を認めた者 (利用料金)	
第144条 御幸活動センターにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。 (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)		第22条の31 御幸活動センターにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。 (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)	
第145条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)		第22条の32 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)	
第146条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、御幸活動センターの利用を拒むことができる。 (1) 利用者が定員に達したとき。		第22条の33 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、御幸活動センターの利用を拒むことができる。 (1) 利用者が定員に達したとき。	

改正後	改正前
<p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第10節</u> 井田重度障害者等生活施設 (業務)</p> <p><u>第147条</u> 井田重度障害者等生活施設は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 精神障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与（以下「体験宿泊支援」という。）をすること。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p><u>第148条</u> 井田重度障害者等生活施設の位置は、川崎市中原区井田3丁目16</p>	<p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第11節</u> 井田重度障害者等生活施設 (業務)</p> <p><u>第22条の34</u> 井田重度障害者等生活施設は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 精神障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与（以下「体験宿泊支援」という。）をすること。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>
<p><u>番1号とする。</u></p> <p>(指定管理者)</p> <p><u>第149条</u> 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしての指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に井田重度障害者等生活施設の管理を行わせる。</p> <p>(1) 井田重度障害者等生活施設の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が、井田重度障害者等生活施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った井田重度障害者等生活施設の管理を安定</p>	<p>(指定管理者)</p> <p><u>第22条の35</u> 市長は、法人その他の団体（<u>法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。</u>）であつて次の要件を満たすものとしての指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に井田重度障害者等生活施設の管理を行わせる。</p> <p>(1) 井田重度障害者等生活施設の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が、井田重度障害者等生活施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った井田重度障害者等生活施設の管理を安定</p>

改正後	改正前
<p>して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第150条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田重度障害者等生活施設の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>第22条の36 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田重度障害者等生活施設の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第151条 指定管理者は、井田重度障害者等生活施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用者)</p>	<p>第22条の37 指定管理者は、井田重度障害者等生活施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用者)</p>
<p>第152条 井田重度障害者等生活施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条に規定する支給決定(第147条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち市内に居住する者であって指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めたもの</p> <p>(5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者 (利用料金)</p>	<p>第22条の38 井田重度障害者等生活施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条に規定する支給決定(第22条の34第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち市内に居住する者であって指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めたもの</p> <p>(5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者 (利用料金)</p>
<p>第153条 井田重度障害者等生活施設において指定障害福祉サービス又は体験宿泊支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により</p>	<p>第22条の39 井田重度障害者等生活施設において指定障害福祉サービス又は体験宿泊支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により</p>

改正後	改正前
<p>算定した額</p> <p>(2) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 体験宿泊支援に要する費用のうち実費に相当する額として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>算定した額</p> <p>(2) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 体験宿泊支援に要する費用のうち実費に相当する額として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p><u>第154条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金（体験宿泊支援に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>第22条の40</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金（体験宿泊支援に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p><u>第155条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、井田重度障害者等生活施設の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p>	<p><u>第22条の41</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、井田重度障害者等生活施設の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p><u>第3章 リハビリテーション医療センター</u></p> <p><u>第1節 精神保健福祉センター</u></p> <p>(業務)</p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第23条</u> 精神保健福祉センターは、次の業務を行う。</p>
<p>《削除》</p>	<p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項各号に掲げる業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務（精神保健福祉センター）</u></p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第23条の2</u> 精神保健福祉センターは、川崎市川崎区東田町8番地に置く。</p> <p>(利用者)</p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第24条</u> 精神保健福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等を必要とするも</p>

改正後	改正前
<p>《削除》</p>	<p>ののほか、市長が特に精神保健福祉センターの利用を認めた者とする。 <u>(利用の制限)</u></p>
<p>第11節 社会復帰訓練所 (業務)</p>	<p>第25条 市長は、精神保健福祉センターを利用しようとする者又は利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用させないことができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者 (2) その他管理上特に支障があると認められる者</p> <p>第2節 社会復帰訓練所 (業務)</p>
<p>第156条 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。 (1) <u>就労移行支援</u>に関すること。 (2) 就労継続支援に関すること。 (3) <u>就労定着支援</u>に関すること。 (4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (位置)</p>	<p>第26条 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。 (1) <u>法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）</u>に関すること。 (2) 就労継続支援に関すること。 (3) <u>法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）</u>に関すること。 (4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (訓練所)</p>
<p>第157条 <u>訓練所の位置</u>は、川崎市高津区末長1丁目3番8号とする。 (指定管理者)</p>	<p>第27条 訓練所は、川崎市高津区末長1丁目3番8号に置く。 (指定管理者)</p>
<p>第158条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に訓練所の管理を行わせる。 (1) 訓練所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、訓練所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った訓練所の管理を安定して行う能力を有すること。</p>	<p>第28条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に訓練所の管理を行わせる。 (1) 訓練所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、訓練所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った訓練所の管理を安定して行う能力を有すること。</p>
<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認め</p>	<p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認め</p>

改正後	改正前								
<p>る書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>る書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>								
<p><u>第159条</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、訓練所の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p><u>第28条の2</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、訓練所の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>								
<p><u>第160条</u> 指定管理者は、就労移行支援に関する業務その他の訓練所の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>	<p><u>第28条の3</u> 指定管理者は、就労移行支援に関する業務その他の訓練所の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>								
<p><u>第161条</u> 訓練所の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p><u>第28条の4</u> 訓練所の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>								
<p><u>第162条</u> 訓練所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第156条第1号から第3号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者が訓練所の利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>	<p><u>第28条の5</u> 訓練所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第26条第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者が訓練所の利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>								
<p><u>第163条</u> 訓練所において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p><u>第28条の6</u> 訓練所において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>								

改正後	改正前
<p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p>
<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>	<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p>
<p><u>第164条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>第28条の7</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(利用の制限)</p>	<p>(利用の制限)</p>
<p><u>第165条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練所の利用を拒むことができる。</p>	<p><u>第28条の8</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練所の利用を拒むことができる。</p>
<p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) 利用料金を滞納したとき。 (3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p>	<p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) 利用料金を滞納したとき。 (3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第4章 地域リハビリテーションセンター</u> <u>第1節 通則</u> <u>(北部リハビリテーションセンター)</u></p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第29条</u> 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。 <u>第2節 障害者センター</u> <u>(業務)</u></p>
<p>《削除》</p>	<p><u>第30条</u> 井田障害者センター及び百合丘障害者センター（第34条及び第35条において「障害者センター」という。）は、次の業務を行う。</p>
<p>《削除》</p>	<p>(1) 知的障害者更生相談所業務 (2) 身体障害者更生相談所業務 (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務 (4) 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 (5) 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>《削除》</p>	<p>(6) <u>障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</u></p> <p>(7) <u>障害者に係る福祉用具の普及の促進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u> (指定管理者)</p>
	<p>第31条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に井田障害者センター又は百合丘障害者センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>井田障害者センター又は百合丘障害者センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画書の内容が、井田障害者センター又は百合丘障害者センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>事業計画書の内容に沿った井田障害者センター又は百合丘障害者センターの管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第32条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田障害者センター又は百合丘障害者センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第33条 指定管理者は、障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の井田障害者センター又は百合丘障害者センターの管理のために必要な業務（第30条第1号から第3号までに掲げる業務を除く。）を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p>

改正後	改正前								
	<p>第34条 障害者センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長（指定管理者が行う業務に係る施設にあっては、指定管理者。以下この節において同じ。）は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 352 2065 579"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p> <p>第35条 障害者センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する障害者及びその介護者で、専門的な相談、診断等及び指導等を必要とするもの</p> <p>(2) その他市長が井田障害者センター又は百合丘障害者センターの利用を認めた者</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第36条 市長は、井田障害者センター又は百合丘障害者センターを利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p> <p>第3節 日中活動センター</p> <p>(業務)</p> <p>第37条 井田日中活動センター（以下「井田活動センター」という。）及び百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」という。）（以下「活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 自立訓練に関すること。</p> <p>(3) 就労移行支援に関すること。</p>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日		(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日		(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日								
	(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日								
	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								

改正後	改正前
	<p>(4) <u>就労継続支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>就労定着支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u> <u>(指定管理者)</u></p> <p>第38条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に井田活動センター又は百合丘活動センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>井田活動センター又は百合丘活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画書の内容が、井田活動センター又は百合丘活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>事業計画書の内容に沿った井田活動センター又は百合丘活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p>2 <u>前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p>第39条 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田活動センター又は百合丘活動センターの管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p>第40条 <u>指定管理者は、生活介護に関する業務その他の井田活動センター又は百合丘活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。</u> <u>(利用時間及び休所日)</u></p> <p>第41条 <u>活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又</u></p>

改正後	改正前								
	<p>は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 215 2067 445"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</td> </tr> </table> <p>(利用者)</p>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日		(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日		(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日								
	(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日								
	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								
	<p>第42条 活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第37条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他指定管理者が井田活動センター又は百合丘活動センターの利用を認めた者</p> <p>(利用料金)</p>								
	<p>第43条 活動センターにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>								
	<p>第44条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>								

改正後	改正前
	<p>第45条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、井田活動センター又は百合丘活動センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>第4節 地域生活支援センター</p> <p>(業務)</p> <p>第46条 井田地域生活支援センター（以下「井田支援センター」という。）及び百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」という。）（第50条第1項において「支援センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 一般相談支援事業に関すること（井田支援センターに限る。）。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務</p> <p>(4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下この節において「施設」という。）を利用に供すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第47条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に井田支援センター又は百合丘支援センターの管理を行わせる。</p> <p>(1) 井田支援センター又は百合丘支援センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、井田支援センター又は百合丘支援センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った井田支援センター又は百合丘支援センターの管理を安定して行う能力を有すること。</p>

改正後	改正前								
	<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第48条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田支援センター又は百合丘支援センターの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第49条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の井田支援センター又は百合丘支援センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日等)</p> <p>第50条 支援センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 799 2065 895"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p>2 第46条第2号及び第3号に掲げる業務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1034 2065 1171"> <tr> <td>実施日</td> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>午前10時から午後8時まで</td> </tr> </table> <p>3 井田支援センターにおける第46条第4号に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。 (生活支援事業の利用者)</p> <p>第51条 第46条第1号から第3号までに掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する</p>	利用時間	午前9時から午後8時まで	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日	実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日	実施時間	午前10時から午後8時まで
利用時間	午前9時から午後8時まで								
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日								
実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日								
実施時間	午前10時から午後8時まで								

改正後	改正前
	<p><u>者とする。</u></p> <p><u>(1) 地域相談支援給付決定障害者（井田支援センターに限る。）</u></p> <p><u>(2) 計画相談支援対象障害者等</u></p> <p><u>(3) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの</u></p> <p><u>(4) その他指定管理者が井田支援センター又は百合丘支援センターの利用を認めた者</u> <u>(利用許可)</u></p> <p><u>第52条 第46条第4号に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において井田支援センター又は百合丘支援センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u> <u>(生活支援事業の利用料金)</u></p> <p><u>第53条 井田支援センターにおいて指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>3 百合丘支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</u></p> <p><u>5 第1項及び第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(交流促進事業の利用料金)</u></p> <p><u>第54条 第52条の許可を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
	<p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第55条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第53条第1項及び第3項並びに前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第56条 既に支払われた第54条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第57条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における井田支援センター又は百合丘支援センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第58条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、第52条の許可をしない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第59条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第52条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用の目的に反したとき。</p> <p>(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 雑則 (利用者の義務)</p>	<p>(5) <u>工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u> <u>(施設の変更禁止)</u></p> <p>第60条 <u>利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>(利用権の譲渡の禁止)</u></p> <p>第61条 <u>利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u> <u>(原状回復)</u></p> <p>第62条 <u>利用者は、施設の利用を終了し、又は第52条の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u> <u>(取消し等による損害の責任)</u></p> <p>第63条 <u>市及び指定管理者は、第59条第5号に該当する場合を除き、第52条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則 (利用者の義務)</p>
<p>第166条 <u>川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を利用する者は、職員の指示に従うとともに、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。</u> <u>(損害の賠償)</u></p>	<p>第64条 <u>総合センターを利用する者は、職員の指示に従うとともに、総合センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。</u> <u>(損害の賠償)</u></p>
<p>第167条 <u>川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設の設備、材料、製品又は施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>第65条 <u>総合センターの設備、材料、製品又は施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p>

改正後					改正前								
(委任) 第168条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。					(委任) 第66条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。								
附 則 (令和元年 月 日条例第 号)													
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。													
(準備行為)													
2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。													
別表 (第40条、第48条関係)					別表 (第46条、第54条関係)								
交流促進事業施設利用料					交流促進事業施設利用料								
種別		金額			種別		金額						
		午前	午後	全日			午前	午後	全日				
		9時～12時	1時～5時	9時～5時			9時～12時	1時～5時	9時～5時				
中部地	区画しない場合	3,000円	3,900円	6,900円	井田支	区画しない場合	3,000円	3,900円	6,900円				
域生活 支援セ ンター 会議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,300円	2,300円	援セン ター会 議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,300円	2,300円		
		会議室2	1,000円	1,300円	2,300円			会議室2	1,000円	1,300円	2,300円		
		会議室3	1,000円	1,300円	2,300円			会議室3	1,000円	1,300円	2,300円		
種別		午前	午後	夜間	全日	種別		午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時			9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時		
北部地	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円	百合丘	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円		
域生活 支援セ ンター 会議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	支 援セ ンター 会 議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円			会議室2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円			会議室3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円
備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、					備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、								

改正後	改正前
<p>その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>	<p>その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>